

審査基準

令和5年4月1日作成

法令名：	個人情報の保護に関する法律
根拠条項：	第82条
処分の概要：	保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定
原権者（委任先）：	東京都公安委員会・警視総監
法令の定め：	個人情報の保護に関する法律 第2条（定義） 第60条（定義） 第76条（開示請求権） 第77条（開示請求の手続） 第78条（保有個人情報の開示義務） 第79条（部分開示） 第80条（裁量的開示） 第81条（保有個人情報の存否に関する情報） 第82条（開示請求に対する措置） 第88条（他の法令による開示の実施との調整） 第124条（適用除外等）
審査基準：	判断基準は、法令の定めによるほか、「個人情報の保護に関する法律の適正な運用について（通達乙（総. 文. 個）第70号）」を参照して行うものとする。
標準処理期間：	個人情報の保護に関する法律第83条に規定する期間
申請先：	警視庁情報公開センター及び警察署 （ただし、警察署については、島部警察署を除き、当該警察署が保有する個人情報に係る開示請求に限る。）
問合せ先：	総務部文書課個人情報保護係 電話 03-3581-4321 内線21522
備考：	